

(3) 個人情報映像データの取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合は、この限りではない。

(4) 個人情報映像データを保存する場合は、当該データを加工しないこと。

(個人情報映像データの提供の制限)

第6条 設置者は、個人情報映像データを他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために提供を求められた場合

2 前項の規定により記録映像を閲覧する者は、あらかじめ、伊都の杜自治会防犯カメラ記録映像閲覧申出書(様式第1号)を設置者に提出しなければならない。ただし、緊急のためやむを得ないと認められるときは、事後に提出することができる。

3 第1項の規定により画像を提供するに当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、閲覧・提供理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等(以下「設置者等」という。)は、個人情報映像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(苦情等の対応)

第8条 設置者等は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ、要望、苦情等を受けたときは、それが設置目的又は設置運用規定に照らして適正な行為か判断し、迅速かつ誠実に適切な対応を行うものとする。

(規定外の事項)

第9条 この規程に定めのない事項又はこの規程の内容に疑義が生じた事項については、自治会の役員会において協議して決定する。